
（説明資料）第4回令和6年度災害廃棄物対策 推進検討会等における委員御意見に対する回答

令和7年6月3日

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



目 次

- 1. 罹災証明書の法的位置づけ**
- 2. 収集運搬車両等の状況**
- 3. 令和6年能登半島地震における支援・受援の状況について**

1. 罹災証明書の法的位置づけ

罹災証明書の法的位置づけ

- 東日本大震災以前は、罹災証明書の交付は、法令上明示的な位置づけはなされておらず、**地方自治法第2条に定める自治事務と位置づけられていた。**
- 罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理など様々な被災者支援措置適用の判断材料として活用されているが、東日本大震災に際し、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れが生じた事例も少なくなかった。
- このため、**市町村長の義務として、被災者から申請があったときは罹災証明書を遅滞なく交付することが、平成25年6月の改正により災害対策基本法（昭和36年法律223号）に位置付けられた。**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第七章 被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

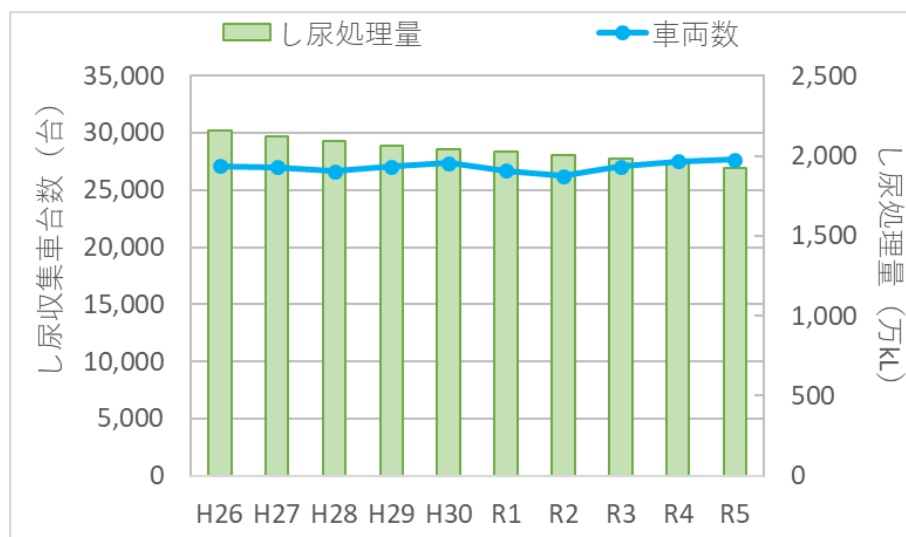
2.収集運搬車両等の状況

し尿収集車 車両数の推移

- し尿※¹処理量は減少傾向にあるが、一般廃棄物処理に係るし尿収集車の車両数は横ばいである。
- 人口減少等により、し尿処理量は今後も減少すると考えられる。
- 広域処理や支援・受援体制の検討にあたっては、必要な基礎情報の整理が重要であり、今後のワーキンググループにおける各種検討の中で、更なる調査、検討を行う。

【一般廃棄物処理に係るし尿収集車※²車両数と全国のし尿処理量】

年度	し尿収集車 車両数 (台)	全国のし尿 処理量 (万kL)
H26	27,137	2,160
H27	27,004	2,124
H28	26,640	2,094
H29	27,081	2,061
H30	27,373	2,043
R1	26,691	2,027
R2	26,235	2,005
R3	27,058	1,980
R4	27,502	1,951
R5	27,683	1,925



※¹「し尿」には浄化槽汚泥も含む

※² バキューム車の他、汚泥濃縮・脱水車等を含む

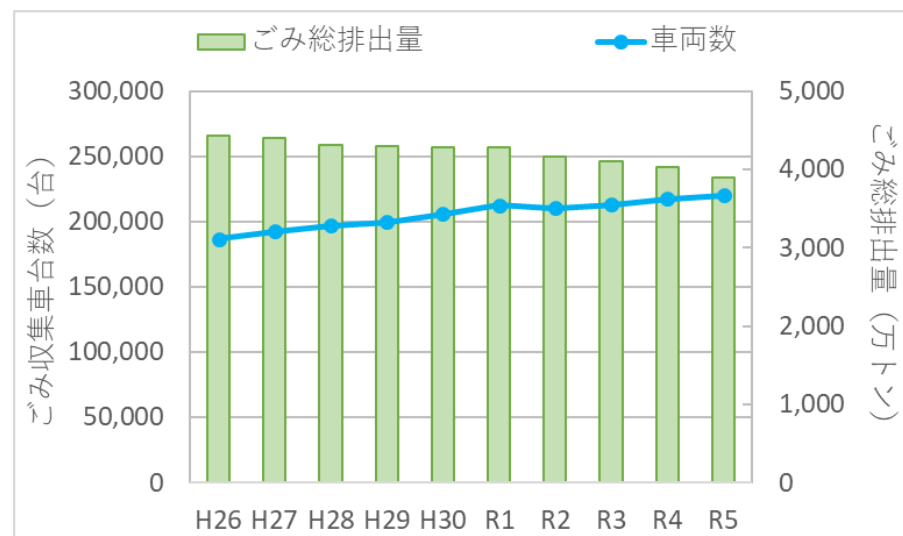
出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）を基に作成

ごみ収集車 車両数の推移

- **ごみ総排出量は減少傾向**にあるが、一般廃棄物処理に係る**ごみ収集車の車両数は増加傾向**にある。
- 人口減少等により、今後のごみ総排出量は減少すると予測される。
- 広域処理や支援・受援体制の検討にあたっては、必要な基礎情報の整理が重要であり、今後のワーキンググループにおける各種検討の中で、更なる調査、検討を行う。

【一般廃棄物処理に係るごみ収集車※車両数と全国のごみ総排出量】

年度	ごみ収集車 車両数 (台)	全国のごみ 総排出量 (万トン)
H26	186,510	4,432
H27	192,504	4,398
H28	196,690	4,317
H29	199,766	4,289
H30	205,964	4,273
R1	212,414	4,274
R2	210,389	4,167
R3	213,148	4,095
R4	217,360	4,034
R5	219,988	3,897



※ パッカー車の他、ダンプ車などの車両も含む

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）を基に作成

3. 令和 6 年能登半島地震における 支援・受援の状況について

令和6年能登半島地震の災害廃棄物処理における支援・受援の状況について

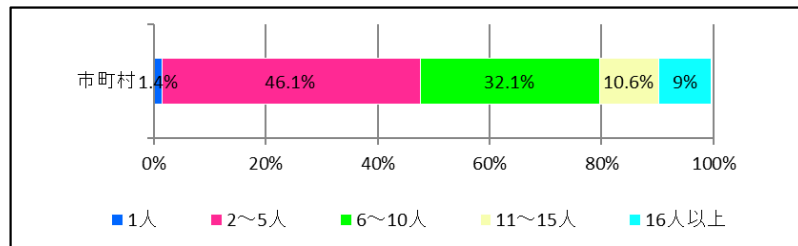
※廃棄物処理制度小委員会（第5回）参考資料2を一部更新

支援体制

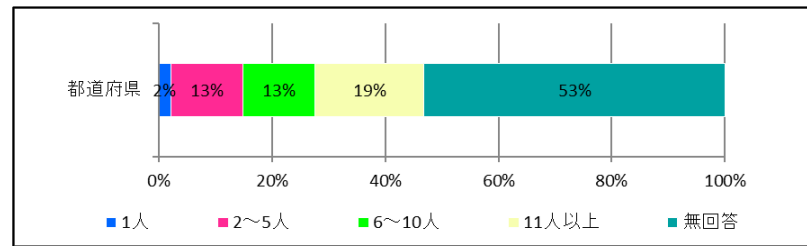
- 令和6年能登半島地震（令和6年9月奥能登豪雨含む）では、石川県内6市町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市）を中心に、
 - ✓ 環境省職員（本省・地方環境事務所）の派遣（延べ7,273人・日（令和7年5月9日時点））
 - ✓ 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員等派遣（延べ1,597人・日）
 - ✓ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の専門家・収集運搬派遣（延べ約8,000人・日（うち収集運搬対応が約6,500人・日）、収集運搬車両 延べ約1,700台）
 - ✓ 中部ブロック行動計画等に基づく全国自治体からの短期派遣（延べ4,891人・日）
 による支援が行われた。
- また、31自治体及び25業者（令和7年3月末時点）の処理施設で災害廃棄物の広域処理を実施している。

受援体制

- 石川県内のある被災自治体では、発災後、最大で20名超/日の支援者の受入を実施。同被災自治体の平常時における体制は6名、災害時の応援人員は計画されていなかった。
- これら多くの支援者への業務依頼・調整に加え、災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿・片付けごみ対応、広域処理等）（奥能登市町で各数十万～百万トン超の廃棄物）や公費解体（申請受付・工事前調整・解体工事等）（奥能登地域で各数千～1万棟超の解体）の各種工程に係わる関係団体等との各種調整や大量に発生する事務手続・契約手続等を被災自治体のみで行うことは極めて困難。
- さらに全国の市町村においても、市町村の平時の体制は5割弱が5人以下、災害時の応援人員は6割以上が回答なし（災害時の応援体制が想定されていない）の状況であり、能登半島地震同様、被災自治体のみで支援に対する各種調整・事務を行うことは困難であることが想定される。



市町村における平時の災害廃棄物対策に関する体制（令和5年度末時点）



市町村における災害時の災害廃棄物対応に関する応援人員体制（令和5年度末時点）